平成２４年（フ）第１２３号
大阪府豊中市服部元町１丁目２番12号
債務者　森本　義文
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５号
大阪府八尾市恩智中町４丁目88番地の６
債務者　宇土マスミ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９号
大阪府守口市滝井元町２丁目１番15―301号
債務者　植田　幸彦
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目７番37号
債務者　木村　琴枝
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１号
大阪市城東区東中浜５丁目２番７―401号
債務者　青木眞喜子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12―4010号
債務者　諸泉　善之
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５号
大阪市都島区大東町３丁目10番13―901号
債務者　谷口　　明
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番28号　東萩荘201号
債務者　大倉　　譲
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１号
奈良県天理市森本町832番地４
債務者　東　ゆかり（旧姓上平）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１０号
奈良市西大寺野神町２丁目２番１―103号
債務者　内山　邦雄
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５４５号
長崎県長崎市玉園町１番11―510号、旧住所長崎県大村市桜馬場２丁目607番地39
債務者　木村みどり
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１２９号
奈良市八条１丁目539番地の１
破産者　森一建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０６号
鹿児島県出水郡長島町山門野1132番地２
破産者　岩﨑　　昇
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
奈良市朱雀１丁目３―17　シティタウン朱雀Ｂ―１、商業登記簿上の住所奈良県生駒市中菜畑１丁目39番地２
破産者　有限会社アルケミスト
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
釧路市星が浦北５丁目２番３号
破産者　有限会社クシロ灯油販売
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９０号
福岡県田川市大字奈良1797番地137
破産者　株式会社新都市建設コンサルタント
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０３号
仙台市若林区蒲町字東４番地の２
破産者　有限会社ヴィヴァン
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
埼玉県幸手市中４丁目17番19号
破産者　有限会社中里ガス
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
埼玉県草加市谷塚町915番地
破産者　有限会社正光メタル
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
東京都中央区東日本橋１丁目３番９号
破産者　有限会社エイ・ケイ・ファクトリー
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係